

新旧対照表

- 令和8年2月18日付け雇均発0218第4号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号ホ(1)の規定に基づき厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準等（認定要件に係る辞退の基準）について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>2 省令第9条の3第1項第1号<u>ヌ</u>(2)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準は、次のイ及びロのいずれかに該当することとする。</p> <p>イ 省令第9条の3第1項第1号<u>ホ</u>から<u>チ</u>までに掲げる事項に該当すること。(プラチナえるぼし)</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)に該当すること。(プラチナえるぼしプラス)</p> <p>(イ) 省令第9条の3第1項第1号<u>ホ</u>から<u>チ</u>までに掲げる事項に該当すること。</p> <p>(ロ) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)</p>	<p>2 省令第9条の3第1項第1号<u>リ</u>(2)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準は、次のイ及びロのいずれかに該当することとする。</p> <p>イ 省令第9条の3第1項第1号<u>ニ</u>から<u>ト</u>までに掲げる事項に該当すること。(プラチナえるぼし)</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)に該当すること。(プラチナえるぼしプラス)</p> <p>(イ) 省令第9条の3第1項第1号<u>ニ</u>から<u>ト</u>までに掲げる事項に該当すること。</p> <p>(ロ) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)</p>